

佐賀県公文書館条例をここに公布する。

平成二十四年二月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第七号

佐賀県公文書館条例

(設置)

第一条 歴史資料としての価値を有すると認められる公文書その他の記録(以下「歴史的文書」という。)を収集し、保存し、及び利用に供し、並びにこれに関連する調査研究を行う等のため、佐賀県公文書館(以下「公文書館」という。)を設置する。

(位置)

第二条 公文書館は、佐賀市に置く。

(利用の促進)

第三条 知事は、歴史的文書について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(補則)

第四条 この条例に定めるもののほか、公文書館の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。